健康福祉局 資　　料	No.2

令和７年７月 18 日
課　名　健康福祉局健康福祉総務課
担当者　課長　藤田
内　線　3020

健康福祉局主要施策の概要

令 和 ７ 年 度

広 島 県 健 康 福 祉 局

目　　次

Ⅰ　組　　織
　1　健康福祉局の行政組織及び職員数 …… 1
　2　行政組織別分掌事務 …… 7
　3　地方機関所在地 …… 23

Ⅱ　予　　算
　令和７年度当初予算総括表 …… 24
　令和７年度当初予算主要事業一覧 …… 25
　「特に重点的に取り組む施策」 …… 26

Ⅲ　事 業 体 系
　健康福祉局の事業体系 …… 48

Ⅰ　組　　織

○　健康福祉局の行政組織

〔行政機構図（令和7年4月1日）〕

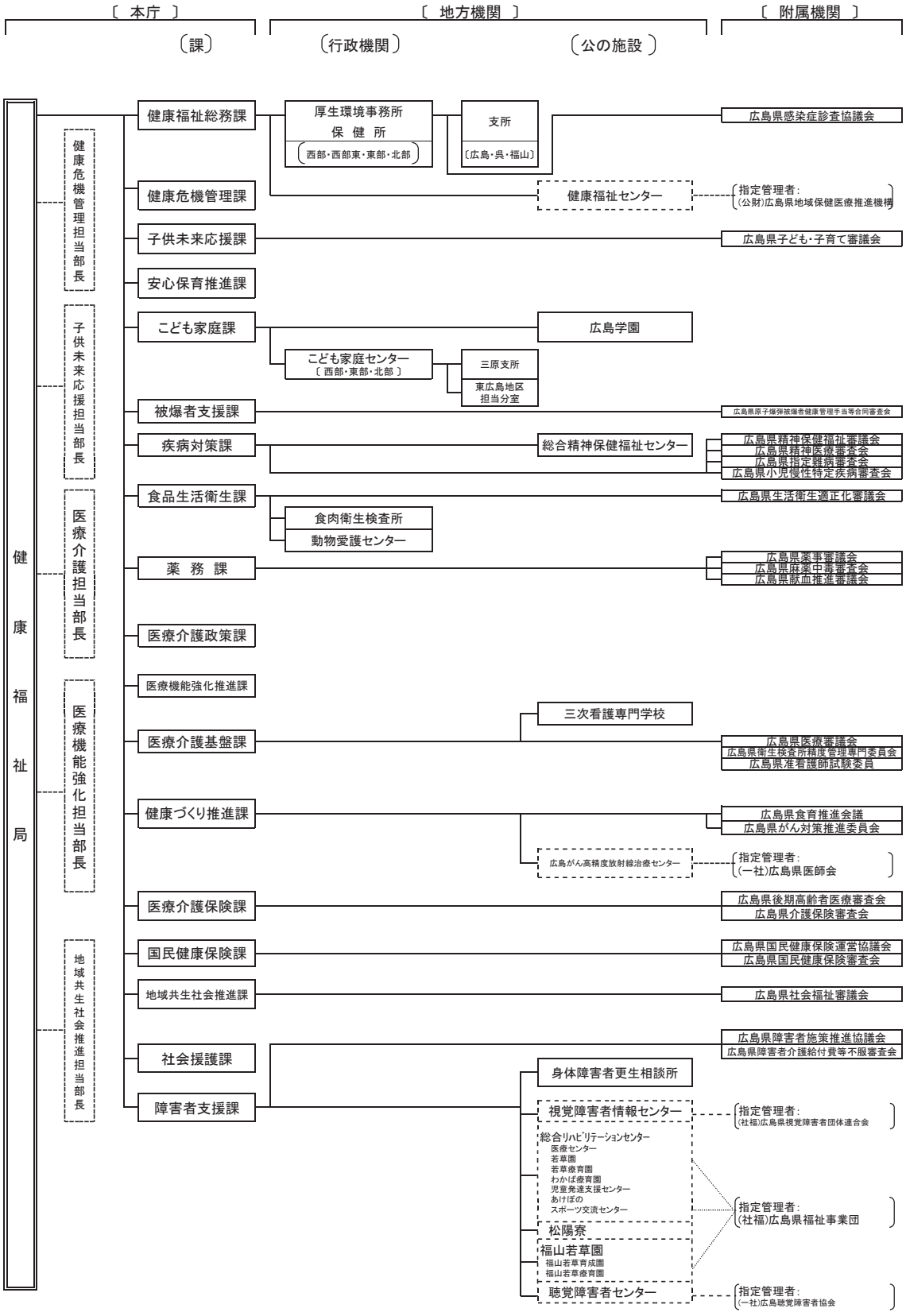

18課　　13機関　　11施設

（地方機関）

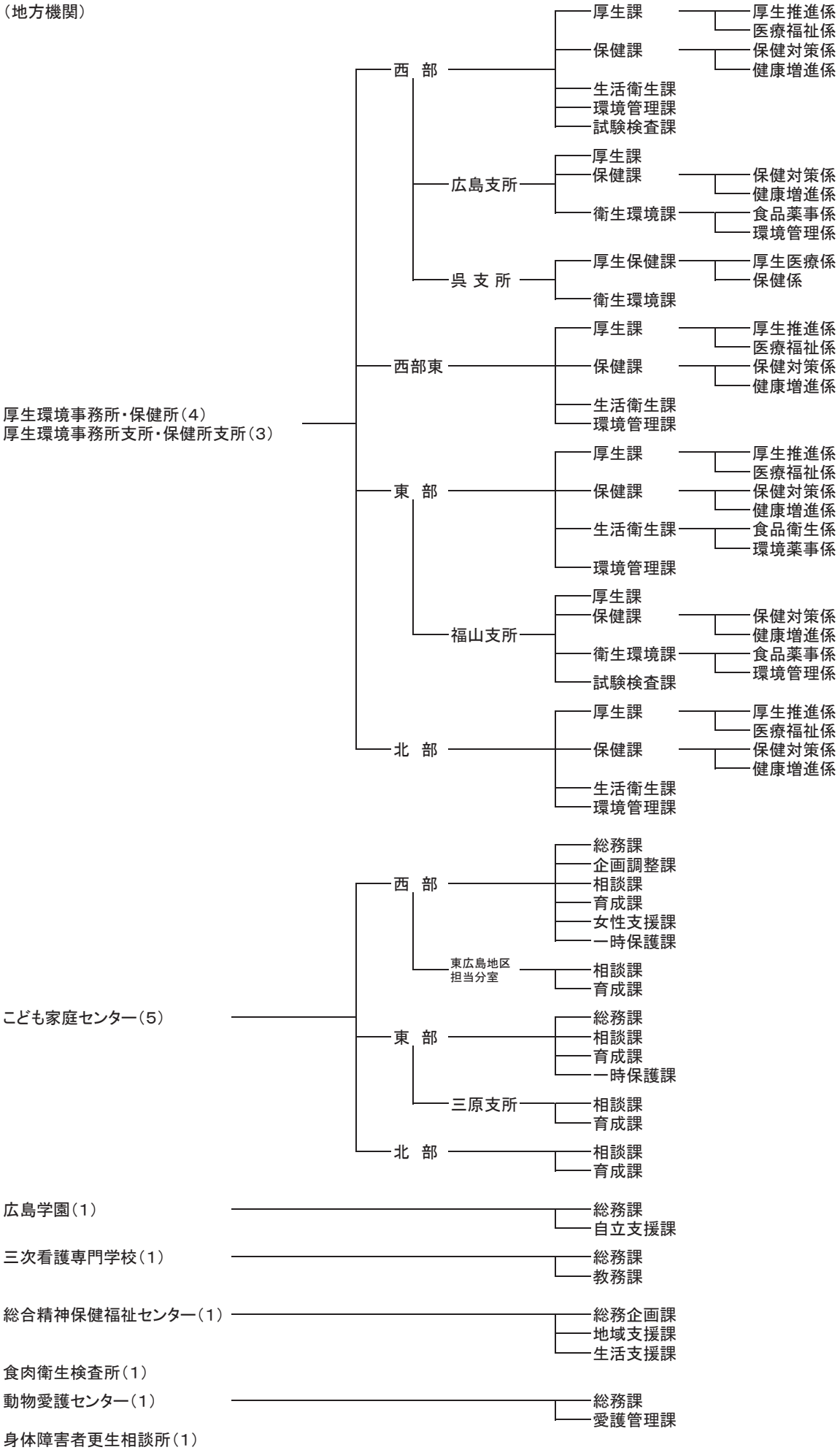
厚生環境事務所・保健所（4）
厚生環境事務所支所・保健所支所（3）
西　部
厚生課
厚生推進係
医療福祉係
保健課
保健対策係
健康増進係
生活衛生課
環境管理課
試験検査課
広島支所
厚生課
保健課
保健対策係
健康増進係
衛生環境課
食品薬事係
環境管理係
呉 支 所
厚生保健課
厚生医療係
保健係
衛生環境課
西部東
厚生課
厚生推進係
医療福祉係
保健課
保健対策係
健康増進係
生活衛生課
環境管理課
東　部
厚生課
厚生推進係
医療福祉係
保健課
保健対策係
健康増進係
生活衛生課
食品衛生係
環境薬事係
環境管理課
福山支所
厚生課
保健課
保健対策係
健康増進係
衛生環境課
食品薬事係
環境管理係
試験検査課
北　部
厚生課
厚生推進係
医療福祉係
保健課
保健対策係
健康増進係
生活衛生課
環境管理課
こども家庭センター（5）
西　部
総務課
企画調整課
相談課
育成課
女性支援課
一時保護課
東広島地区
担当分室
相談課
育成課
東　部
総務課
相談課
育成課
一時保護課
三原支所
相談課
育成課
北　部
相談課
育成課
広島学園（1）
総務課
自立支援課
三次看護専門学校（1）
総務課
教務課
総合精神保健福祉センター（1）
総務企画課
地域支援課
生活支援課
食肉衛生検査所（1）
動物愛護センター（1）
総務課
愛護管理課
身体障害者更生相談所（1）

（２）令和７年度健康福祉局組織別職員数

（令和７年４月１日現在）

課（所）名			職員数（人）
本庁	健康福祉総務課		26
	健康危機管理課		25
	子供未来応援課		14
	安心保育推進課		8
	こども家庭課		11
	被爆者支援課		17
	疾病対策課		11
	食品生活衛生課		20
	薬務課		15
	医療介護政策課		14
	医療機能強化推進課		10
	医療介護基盤課		31
	健康づくり推進課		21
	医療介護保険課		9
	国民健康保険課		9
	地域共生社会推進課		16
	社会援護課		12
	障害者支援課		30
本庁小計			299
地方機関	厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所・西部保健所	52
		広島支所	40
		呉支所	19
		西部東厚生事務所・西部東保健所	44
		東部厚生環境事務所・東部保健所	55
		福山支所	37
		北部厚生環境事務所・北部保健所	35
		小計	282
	西部こども家庭センター		54
	東広島地区担当分室		15
	東部こども家庭センター		49
	三原支所		17
	北部こども家庭センター		11
	広島学園		23
	三次看護専門学校		29
	総合精神保健福祉センター		18
	食肉衛生検査所		6
	動物愛護センター		10
	身体障害者更生相談所		6
	小計		238
地方機関小計			520
合計			819

（注）休職中及び育児休業中の者を除く。

（３）附属機関

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県子ども・子育て審議会	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。 児童福祉に関する事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25人以内	2年
広島県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法 医療法施行令	県職員 関係官公庁職員 医師等医療担当者 医療を受ける立場にある者 学識経験者	30人以内	2年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5人以内	2年
広島県がん対策推進委員会	がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15人以内	2年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10人以内	2年
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10人以内	3年

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、措置入院の届出、医療保護入院又はその入院期間の更新の届出、措置入院者の定期の報告に係る入院の要否について審査する。入院中の者の退院等の請求について審査する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者	25人以内	2年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る）	20人以内	2年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者	4人以内	2年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20人以内	2年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見を代表する者	20人以内 （薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。）	県及び関係行政機関の職員　なし その他2年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査する。	麻薬及び向精神薬取締法 麻薬及び向精神薬取締法施行令 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときから、措置入院者が退院したときまで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30人以内	2年
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10人以内	県職員なし その他2年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画を策定及びその実施を推進することについて審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20人以内	2年

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表3人 保険者代表3人 公益代表3人	3年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律施行令	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表3人 後期高齢者広域連合代表3人 公益代表3人	3年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	介護保険法 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表3人 被保険者代表3人 公益代表39人以内	3年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表4人 保険医又は保険薬剤師代表4人 公益代表4人 被用者保険等保険者代表2人	3年
広島県社会福祉審議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35人以内	3年
広島県障害者施策推進協議会	障害者基本法の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21人以内	行政機関の職員　なし その他　2年
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15人以内	3年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	10人以内	2年

２　行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

一　健康福祉局の庶務及び経理に関すること。

二　健康福祉局内の連絡調整に関すること。

三　保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

四　社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。

五　厚生環境事務所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

六　保健所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

七　広島県健康福祉センターに関すること。

八　健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

一　健康危機管理の総合調整に関すること。（他の局課の所掌に属するものを除く。）

二　救急医療体制の確保に関すること。

三　災害医療に関すること。

四　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。

五　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。

六　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。

七　保健師に対する研修の総合調整に関すること。

八　保健師業務の総合調整に関すること。

九　健康危機管理に係る研修に関すること。

十　感染症対策の総合調整に関すること。

十一　感染症予防に関すること。

十二　予防接種に関すること。

十三　検疫に関すること。

十四　広島県感染症・疾病管理センターに関すること。

十五　広島県感染症診査協議会の総括に関すること。

十六　その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課

一　ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。

二　少子化対策に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく療育及び子育て支援（放課後児童健全育成事業を除く。）に関すること。

四　母子保健に関すること。

五　母体保護に関すること。

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関すること。

七　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

八　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

九　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

十　広島県子ども・子育て審議会に関すること。

十一　公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

安心保育推進課

一　児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。

二　子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。

三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

一　児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

二　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。

三　児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。

四　児童の健全育成に関すること。

五　児童に関する調査統計に関すること。

六　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に関すること。

七　母子家庭の福祉の向上に関すること。

八　寡婦の福祉の向上に関すること。

九　父子家庭の福祉の向上に関すること。

十　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に関すること。

十一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。

十二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。

十三　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。

十四　子ども手当に関すること。

十五　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関すること。

十六　県のこども家庭センターに関すること。

十七　広島県立広島学園に関すること。

十八　他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

被爆者支援課

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。

二　原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。

三　毒ガス障害者の援護に関すること。

四　在外被爆者の援護に関すること。

五　放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関すること。

六　広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。

七　その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

疾病対策課

一　難病に関すること。

二　特定疾患に関すること。

三　小児慢性特定疾病に関すること。

四　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

五　精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

六　広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。

七　広島県精神保健福祉審議会に関すること。

八　広島県精神医療審査会に関すること。

九　広島県指定難病審査会に関すること。

十　広島県小児慢性特定疾病審査会に関すること。

十一　その他疾病対策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

食品生活衛生課

一　理容師及び理容所に関すること。

二　美容師及び美容所に関すること。

三　興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。

四　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関すること。

五　公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。

六　クリーニング業に関すること。

七　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。

八　墓地、埋葬、火葬等に関すること。

九　建築物における衛生的環境の確保に関すること。

十　生活衛生調査に関すること。

十一　水道に関すること。（上下水道局の所掌に属するものを除く。）

十二　食品衛生に関すること。

十三　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づくアレルゲン、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。

十四　製菓衛生師に関すること。

十五　と畜場及びと畜に関すること。

十六　食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

十七　狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。

十八　広島県食肉衛生検査所に関すること。

十九　広島県動物愛護センターに関すること。

二十　広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

薬務課

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）

二　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）に関すること。

三　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。

四　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。

五　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に関すること。

六　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に関すること。

七　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に関すること。

八　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）に関すること。

九　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関すること。

十　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関すること。

十一　医薬品の適正使用に関すること。

十二　献血の推進に関すること。

十三　生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関すること。

十四　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関すること。

十五　薬用植物に関すること。

十六　薬事工業生産動態等統計調査に関すること。

十七　肝炎対策に関すること。

十八　広島県薬事審議会に関すること。

十九　広島県麻薬中毒審査会に関すること。

二十　広島県献血推進審議会に関すること。

二十一　他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関すること。

医療介護政策課

一　医療介護施策の企画立案及び総合調整に関すること。

二　保健医療計画の推進に関すること。

三　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関すること。

四　在宅医療提供体制の整備に関すること。

五　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。

六　小児医療に関すること。

七　周産期医療に関すること。

医療機能強化推進課

一　高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

二　地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会に関すること。

三　地方独立行政法人広島県立病院機構に関すること。

医療介護基盤課

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

三　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。

四　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関すること。

五　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。

六　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百五十四号）に関すること。

七　医師及び歯科医師に関すること。

八　診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。

九　保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）

十　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。

十一　視能訓練士に関すること。

十二　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。

十三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。

十四　医師確保対策に関すること。

十五　へき地医療に関すること。

十六　死因究明の施策に関すること。

十七　医療金融に関すること。

十八　介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。

十九　介護福祉人材の就業支援に関すること。

二十　角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。

二十一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。

二十二　介護保険法に基づく事業者及び施設に関すること。

二十三　社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。

二十四　地域保健対策協議会に関すること。

二十五　広島県医療審議会に関すること。

二十六　広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。

二十七　広島県三次看護専門学校に関すること。

二十八　広島県准看護師試験委員に関すること。

二十九　公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

健康づくり推進課

一　健康づくりの推進に関すること。

二　健康増進に関すること。

三　食育に関すること。（農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）

四　歯科保健に関すること。

五　栄養士及び調理師に関すること。

六　栄養改善に関すること。

七　石綿健康被害の救済に関すること。

八　がん対策に関すること。

九　高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。（国民健康保険課の所掌に属するものを除く。）

十　食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。

十一　広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。

十二　広島県食育推進会議に関すること。

十三　広島県がん対策推進委員会に関すること。

医療介護保険課

一　国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づく保健医療機関等の指導監査に関すること。

二　高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

三　介護保険法に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

四　高齢者プランの推進に関すること。

五　広島県後期高齢者医療審査会に関すること。

六　広島県介護保険審査会に関すること。

国民健康保険課

一　国民健康保険法に関すること。(医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)

二　高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険に係るものに限る。)

三　広島県国民健康保険運営協議会に関すること。

四　広島県国民健康保険審査会に関すること。

地域共生社会推進課

一　地域共生社会の基盤づくりに関すること。

二　地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。

三　地域福祉支援計画の推進に関すること。

四　地域包括ケア体制の構築に関すること。

五　在宅医療に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

六　認知症施策に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

七　老人福祉法に関すること。(医療介護政策課及び医療介護基盤課の所掌に属するものを除く。)

八　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に関すること。

九　生活福祉資金に関すること。

十　地域福祉活動の推進に関すること。

十一　広島県社会福祉審議会に関すること。

社会援護課

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関すること。

二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関すること。

三　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

四　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に関すること。

五　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

六　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に関すること。

七　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）に関すること。

八　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関すること。

九　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に関すること。

十　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に関すること。

十一　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に関すること。

十二　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に関すること。

十三　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に関すること。

十四　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に関すること。

十五　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に関すること。

十六　旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関すること。

十七　旧軍人及び軍属の恩給に関すること。

十八　旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

障害者支援課

一　障害者総合支援法に関すること。（子供未来応援課の所掌に属するものを除く。）

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関すること。

三　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関すること。

四　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に関すること。

五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関すること。

六　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関すること。

七　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関すること。

八　児童福祉法に基づく障害児の福祉に関すること。

九　福祉のまちづくりに関する普及啓発に関すること。

十　心身障害者の扶養共済に関すること。

十一　広島県立身体障害者更生相談所に関すること。

十二　広島県立視覚障害者情報センターに関すること。

十三　広島県立総合リハビリテーションセンターに関すること。

十四　広島県立松陽寮に関すること。

十五　広島県立福山若草園に関すること。

十六　広島県聴覚障害者センターに関すること。

十七　広島県障害者施策推進協議会に関すること。

十八　広島県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。

十九　社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること。

二十　健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。

厚生環境事務所

一　地域支援方策の総合的企画調整に関すること。

二　保健・医療・福祉の総合相談に関すること。

三　保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）

四　社会福祉法及び民生委員法に関すること。

五　災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。

六　介護保険法に関すること。

七　老人福祉法に関すること。

八　保健福祉関係情報サービスに関すること。

九　老人福祉施設に関すること。

十　地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。

十一　児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関すること。

十二　母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。

十三　生活保護法に関すること。

十四　行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。

十五　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関すること。

十六　児童扶養手当法に関すること。

十七　児童の健全育成に関すること。

十八　母子家庭の福祉の向上に関すること。

十九　寡婦の福祉の向上に関すること。

二十　父子家庭の福祉の向上に関すること。

保健所

一　医療及び医薬品に関すること。

二　歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に関すること。

三　角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。

四　救急医療に関すること。

五　地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

六　人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。

七　歯科保健に関すること。

八　感染症の予防に関すること。

九　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。

十　精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

十一　地域包括ケア体制の構築に関すること。

十二　母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。

十三　栄養の改善及び食品衛生に関すること。

十四　水道及び生活環境の向上に関すること。

十五　エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。

十六　小児特定疾患に関すること。

十七　衛生上の試験及び検査に関すること。

十八　その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

こども家庭センター

一　児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。

二　児童に関する相談に関すること。

三　児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。

四　児童及びその保護者の指導に関すること。

五　児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。

六　児童の一時保護に関すること。（広島県北部こども家庭センターを除く。）

七　児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。

八　市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供

その他必要な援助に関すること。

九　知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

十　１８歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

十一　障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

十二　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。

十三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

十四　　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）

十五　広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。

②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。

③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

一　精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。

二　精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三　精神医療審査会の事務を行うこと。

四　精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五　回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。

六　第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。

七　障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

八　障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

九　その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

一　食鳥検査に関すること。

二　食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。

三　前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

一　動物の愛護指導に関すること。

二　犬の拘留に関すること。

三　犬及びねこの引取りに関すること。

四　疾病・負傷動物の収容に関すること。

五　前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

一　市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二　身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

三　身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

四　障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

五　障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。

六　障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。

七　必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3　地方機関所在地

名称		所在地		電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829)32-1181
	広島支所	〒730-0011	広島市中区基町 10-52	(082)228-2111
	呉支所	〒737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	(0823)22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	(082)422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002	尾道市古浜町 26-12	(0848)25-2011
	福山支所	〒720-8511	福山市三吉町一丁目 1-1	(084)921-1311
	北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-5181
こども家庭センター	広島県西部こども家庭センター	〒734-0003	広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082)254-0381
	東広島地区担当分室	〒734-0003	広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082)426-5650
	広島県東部こども家庭センター	〒720-0838	福山市瀬戸町山北 291-1	(084)951-2340
	三原支所	〒723-0015	三原市円一町二丁目 4-1	(0848)36-6711
	広島県北部こども家庭センター	〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151	東広島市八本松町原 10844	(082)429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023	三次市東酒屋町 10518-1	(0824)62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311	安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082)884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0415	三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番	(0848)60-8511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036	東広島市西条町田口 295-3	(082)425-1455

Ⅱ　予　　算

令和７年度当初予算総括表

１　一　般　会　計

（単位：千円）

区　　分	令　和　７　年　度　当　初　予　算　額				令和6年度当初予算額	比　　較	
	A	国庫支出金	その他	一般財源	B	A－B	A/B %
民生費	142,328,609	4,820,903	3,156,754	134,350,952	139,625,556	2,703,053	101.9
衛生費	91,160,489	15,073,003	9,902,557	66,184,929	86,930,003	4,230,486	104.9
公債費	3,469	0	5,631	△2,162	2,904	565	119.5
計	233,492,567	19,893,906	13,064,942	200,533,719	226,558,463	6,934,104	103.1

２　特　別　会　計

（1）母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

（単位：千円）

区　　分	令　和　７　年　度　当　初　予　算　額					令和6年度当初予算額	比　　較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県　債	B	A－B	A/B %
母子・父子・寡婦福祉資金	299,223	3,452	155,299	140,472	0	357,902	△58,,679	83.6

（2）国民健康保険事業費特別会計

（単位：千円）

区　　分	令　和　７　年　度　当　初　予　算　額					令和6年度当初予算額	比　　較	
	A	分担金・負担金	国庫支出金	その他	繰入金	B	A－B	A/B %
国民健康保険事業費	224,577,217	71,107,860	61,163,345	78,739,074	13,566,938	227,001,209	△2,423,992	98.9

（3）地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計

（単位：千円）

区　　分	令　和　７　年　度　当　初　予　算　額					令和6年度当初予算額	比　　較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県　債	B	A－B	A/B %
資金貸付事業費	56,651,174	6,500,000	0	23,803,274	26,347,900	－	－	－

令和７年度当初予算主要事業一覧

（令和６年度２月補正予算案〔国の補正予算を活用した県の補正予算〕を含む）

１　特に重点的に取り組む施策

◆　人口減少対策

○　ひろしまネウボラ構築事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
○　子供の予防的支援構築事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
○　ひろしま子育てもっと応援事業【一部新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
○　未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・28

◆　人手不足対策

○　未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部）〔一部再掲〕・・・・ (28)
○　介護業界における人手不足対策事業【一部新規】・・・・・・・・・・・・・・・ 29
○　地域医療介護総合確保事業【一部新規】（一部）・・・・・・・・・・・・・・・・30
○　医療提供体制確保支援事業【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
○　障害福祉サービス等業界における人手不足対策事業【一部新規】・・・・・・・ 32

２　それぞれの欲張りなライフスタイルの実現

◇　県民の挑戦を後押し

◆　県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる

○　幼稚園等のデジタル環境整備支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
○　ひろしまネウボラ構築事業〔再掲〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(25)
○　子供の予防的支援構築事業〔再掲〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(26)
○　ひろしま子育てもっと応援事業【一部新規】〔再掲〕・・・・・・・・・・・・・・(27)
○　未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業〔再掲〕・・・・・・・・・・・・(30)
○　児童虐待防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
○　ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
○　健康ひろしま２１等推進事業【一部新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
○　がん対策推進事業（がん検診）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
○　地域医療介護総合確保事業【一部新規】〔一部再掲〕・・・・・・・・・・・・・ (30)
○　高度医療・人材育成拠点整備事業【一部新規】・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
○　地域共生社会推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
○　障害者とその家族が安心して生活できる環境整備事業【一部新規】・・・・・・ 40
○　広島県救急搬送支援システム構築事業【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
○　医療提供体制確保支援事業【新規】〔再掲〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (31)
○　電子処方箋の活用・普及促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
○　介護業界における人手不足対策事業【一部新規】〔再掲〕・・・・・・・・・・・ (29)
○　障害福祉サービス等業界における人手不足対策事業【一部新規】〔再掲〕・・ (32)
○　避難所における生活環境改善・整備事業【新規】・・・・・・・・・・・・・・・ 43
○　福祉医療費公費負担事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

３　物価高への対応

◆　物価高による影響の緩和

○　原油価格・物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業・・・・・・・・・・・・・45

特に重点的に取り組む施策

１　ひろしまネウボラ構築事業（一部国庫）

令和７年度当初予算額　145,950 千円（R6 当初予算額　175,614 千円）

１　目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、市町のネウボラ拠点と地域の関係機関が連携することにより、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する「ひろしまネウボラ」の仕組みを構築する。

２　事業内容　＜ワーク番号：01＞

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。

特に、強化すべき取組として、第一子妊娠期の家庭への支援強化の検討や広域的な関係機関連携の仕組み構築等について、市町とともに取り組むほか、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図る。

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
ひろしまネウボラ構築	○ひろしまネウボラ構築事業補助金 ひろしまネウボラ実施市町(21 市町)において、基本型に基づく取組を支援 ○基本型の機能強化 ・第一子妊娠期の子育て家庭への支援強化の検討 ・関係機関との広域的な連携の仕組みの構築等について検討、実施 ○基本型の評価検証・ネウボラ県民意識調査	141,879
ひろしまネウボラ人材育成	○ひろしまネウボラ人材育成研修 ネウボラ業務の質の向上を図るため、母子保健や子育て支援業務に従事しているネウボラ相談員向けの研修等を実施	4,071
合　　計		145,950

「ひろしまネウボラ」の実施状況

・R7から東広島市、江田島市、大崎上島町が実施市町となる

R6実施　18市町

R7実施　3市町

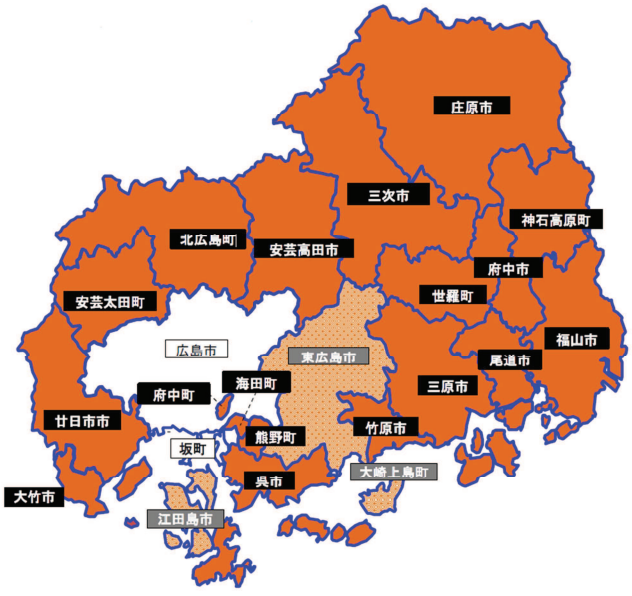

２　子供の予防的支援構築事業（単県）

令和７年度当初予算額　8,548 千円（R6 当初予算額　81,627 千円）

１　目的

子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、問題が未然に防止され、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする。

２　事業内容　＜ワーク番号：01＞

福祉や教育など子供の育ちに関する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う。

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
子供の予防的支援構築事業	○ＡＩを活用した子供の予防的支援及び効果検証の継続 ・これまでの５年間の成果と課題を踏まえながら、３市町における、システムによる児童虐待等のリスク予測と、それを参考にした最適な予防的支援を継続する。 ・３市町…府中市、三次市、府中町	8,548

３　ひろしま子育てもっと応援事業（一部国庫）【一部新規】

令和７年度当初予算額　48,073 千円（R6 当初予算額　105,872 千円）

１　目的

子供を持つことへのネガティブなイメージが先行していることから、子育てに係るポジティブなイメージの浸透を図る。また、家庭内において女性に家事・育児負担が偏っている傾向を踏まえ、「共育て」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進する。

２　事業内容　＜ワーク番号：03＞

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
子育てに係るポジティブなイメージの浸透【一部新規】	○ポジティブイメージ浸透に向けた調査・分析、普及啓発 【新規】 ・子育てに対するネガティブなイメージが先行している要因や支援情報が活用されない要因等を調査・分析 ・要因分析の結果を踏まえた情報発信 ○若年世代の子育てに対する意識涵養【一部新規】 ・高校生や大学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験 ・若年世代と子育て当事者との意見交換の機会の提供 ・ライフステージに応じた各種支援制度の見える化	33,073
「共育て」の定着	○男性の家事・育児への参画促進 ・ＳＮＳ等を活用した情報発信、行動変容につながる取組（参加型キャンペーン等）の実施	15,000
合　　計		48,073

４　未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部国庫）

令和７年度当初予算額　96,519 千円（R6 当初予算額　117,861 千円）

１　目的

保育を必要とする家庭が、保育所・認定こども園等に安心して子どもを預けられるよう、保育の質と量の確保を図る。

２　事業内容　＜ワーク番号：02＞

（単位：千円）

区　分		内　　容	予算額
待機児童の解消	１・２歳児受入促進事業	○待機児童の大半を占める１・２歳児の受け入れを促進するため、積極的に１・２歳児の受け入れを行う保育施設に対して保育士の人件費相当額を補助 【対象市町】広島市、大竹市、東広島市、廿日市市、熊野町、海田町	26,489
	保育コンシェルジュ配置事業	○保護者の働き方に合った保育サービスを紹介する保育コンシェルジュを配置する市町への補助 【対象市町】広島市、呉市、海田町	21,149
保育士の確保	保育士人材バンク	○保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等	18,619
	保育士離職時届出制度	○保育士の離職時に将来復帰する場合の届出制度の運営	3,958
	魅力ある保育所づくり推進事業	○広島県保育総合支援サイトを通じ、保育に関心のある幅広い年齢層にワンストップで情報提供 ○保育士養成施設の学生及び中高生に対する出前授業の開催	4,838
質の向上	保育士キャリアアップ研修事業	○保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れて研修の質の向上を図る	21,466
合　　計			96,519

５　介護業界における人手不足対策事業（一部国庫）【一部新規】【２月補正含む】

令和７年度当初予算額　　577,409 千円
令和６年度２月補正予算額　1,859,568 千円　（R6 当初予算額　369,149 千円）

１　目的

高齢化の進展と生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域に必要な介護サービスを維持していくため、介護人材の確保・定着・育成を推進するとともに、介護現場の生産性向上を後押しし、人手不足の解消を図る。

２　事業内容＜ワーク番号：21＞

（単位：千円）

内　　容		予算額	
		令和６年度 ２月補正予算	令和７年度 当初予算
○介護職員等の処遇改善に関する国への要望（非予算）		－	－
職場改善・生産性向上 （人材の確保・定着） 【一部新規】	○「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証制度」の普及促進 ○介護施設等への介護テクノロジーの導入促進 ○「介護職場サポートセンターひろしま（介サポひろしま）」の運営 ○介護 DX 先進モデル施設の育成・活用【新規】 ○福祉・介護の合同入職式の開催	－	243,922
	○介護施設等が行う更なる業務効率化や職場環境改善を目的とした取組（介護職員等の業務の洗い出し、棚卸し及び業務効率化・介護助手の募集等）の支援【新規】	1,859,568	－
介護の魅力発信 （人材の確保）	○福祉・介護の魅力発信イベントの開催 ○学校に向けた普及啓発活動の実施（介護の日ポスター募集、理解促進のための学校出前講座） ○介護の仕事に対するイメージ調査の実施	－	14,921
マッチング・資質向上 （人材の確保・育成）	○マッチング機会を提供するための無料職業紹介や就職フェアの開催 ○返済免除付きの支援金の経費を補助（介護福祉士修学資金等） ○介護人材の裾野拡大のための研修実施（潜在介護福祉士、外国人材、介護助手等、多様な人材の確保） ○人材確保等を推進する県協議会の運営及び市町協議会の事業実施を支援 ○介護職員等の育成研修の実施	－	318,566
合　　計		1,859,568	577,409

６　地域医療介護総合確保事業（一部国庫）【一部新規】

令和７年度当初予算額　6,370,392 千円(R6 当初予算額　7,108,108 千円)
債務　［288,000 千円］

１　目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

２　事業内容　＜ワーク番号：16，18，19，20，21，22＞

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

（単位:千円）

区　分	内　　容	予算額
地域医療介護総合確保基金積立	○医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3、1/3）	2,260,267

①	医療資源の効果的な活用	○病床機能転換等に係る経費の補助 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進	2,697,063
②	在宅医療連携体制の確保	○県内糖尿病診療の質の向上に向けた地域の医療機関等の連携体制の構築 ○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○心不全患者の継続した包括的心臓リハビリテーション実施に寄与する連携体制の強化 ○在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進　等	184,150
③	介護サービス基盤の整備	○小規模介護施設等の整備支援（13 施設） ○介護施設の開設準備等経費支援（24 施設）	1,195,904
④	介護サービスの質向上と適正化【再掲】	○介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進	22,897
⑤	認知症サポート体制の充実	○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施等	53,214
⑥	医療従事者の確保 【一部新規】	○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○勤務医の働き方改革の推進 ○県東部小児・周産期医療体制の支援 ○リハビリテーション人材の育成に係る事業への補助 ○看護職員の再就業・定着促進【一部新規】 ○歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進を実施 ○薬剤師の確保に向けた病院・薬局間の連携体制の構築　等	（債務 288,000） 1,676,349
⑦	介護人材の確保・育成・定着 【一部新規】 【再掲】	○「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証制度」の普及促進 ○介護施設等への介護テクノロジーの導入促進 ○「介護職場サポートセンターひろしま（介サポひろしま）」の運営 ○介護 DX 先進モデル施設の育成・活用【新規】　等	540,815
合　　計			（債務 288,000） 6,370,392

７　医療提供体制確保支援事業（一部国庫）【新規】【２月補正】

令和６年度２月補正予算額　4,535,118 千円

１　目的

物価高騰や賃上げなどの社会・経済状況の変化の中にあっても、人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化に対応しながら、安全・安心で質が高く、効率的な医療提供体制の確保に向けた取組を推進する。

２　事業内容

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
生産性向上 職場環境 整備支援	○病院、診療所、訪問看護ステーションを対象に、職場環境改善の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るための措置に伴う経費を補助 【補助単価（上限）】 病院・有床診：４万円/床 診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：18 万円/施設	2,431,528
経営状況の 急変等を 踏まえた支援	○医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給 【補助単価（上限）】病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104 千円／床 ○地域医療介護総合確保基金等を活用して整備計画を進める医療機関等を対象として、物価高騰に係る経費の一部について、給付金を支給	1,790,596
	○分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、給付金を支給 ○分娩取扱休止・中止後、妊婦健診や産後健診を継続する医療施設に対して、施設・設備整備に係る経費を補助 ○患者数が減少している小児医療の拠点となる施設に対して給付金を支給	175,530
医師偏在 是正に向けた 支援	○人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域」（今後設定）で診療所を承継・開業する場合に①施設整備、②設備整備、③運営に必要な経費を補助	129,984
環境改善に 係る支援	○入院中の子供と家族が安心して医療を受けられるよう、院内の環境を整備する医療機関に対する経費を補助 【補助単価】20 千円/床	7,480
合　　計		4,535,118

８　障害福祉サービス等業界における人手不足対策事業（一部国庫）【一部新規】【２月補正】

令和６年度２月補正予算額　1,155,702 千円

１　目的

生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域に必要な障害福祉サービスを維持していくため、介護テクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を後押しすることにより、人手不足の解消を図る。

２　事業内容

（単位：千円）

内　　容		予算額
職場改善・生産性向上	○障害福祉サービス事業所等における介護テクノロジーの導入を促進するため、事業所等が障害福祉現場の生産性向上を目的として行うデジタル技術・ロボットの導入に要する経費を助成 【対象施設】 障害福祉サービス事業所、障害児支援事業所等 児童発達支援センター、障害者就労施設 【助成対象となる事業所の取組】 ・記録・請求連動ソフトやそれを使用するタブレット端末の導入による、記録業務や職員間の情報共有の効率化 ・職員の介護業務の負担軽減に資する介護ロボットの導入　等	46,050
	○介護テクノロジーの導入経費の助成を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、導入研修を実施	284
	○障害福祉サービス事業所等が、職員の確保・定着に向けて障害福祉現場の生産性向上を図るため、更なる業務効率化や職場環境の改善を目的として行う取組に要する経費を助成【新規】 【対象施設】 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所 【助成対象となる事業所の取組】 ・福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸し及び業務効率化 ・間接業務に従事する職員の募集　等	1,109,368
合　　計		1,155,702

それぞれの欲張りな
ライフスタイルの実現

９　幼稚園等のデジタル環境整備支援事業（国庫）【２月補正】

令和６年度２月補正予算額　88,250 千円

１　目的

保育 DX を促進し、幼児と向き合う時間を確保するためのデジタル環境の整備に係る費用の支援を行う。

２　事業内容

端末・備品等購入費及び通信環境に係る整備費等に対する支援を実施する。

（単位：千円）

内　　容		予算額
幼稚園等のデジタル環境整備支援事業	［環境県民局所管分］ 私立幼稚園、幼稚園型認定こども園：65 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	40,750
	［健康福祉局所管分］ 幼保連携型認定こども園：50 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	37,500
	［教育委員会所管分］ 公立幼稚園：20 園 ※補助率 1/2 補助上限額 500 千円/園（6 学級以下）	10,000
合　　計		88,250

10　児童虐待防止対策事業（一部国庫）

令和７年度当初予算額　232,345 千円(R6 当初予算額　907,897 千円)

１　目的

相談対応件数が増加している児童虐待に対し適切に対応するため、新たに設置する２ヵ所の支所を含めて、県こども家庭センターの体制の強化や市町の相談援助機能の強化を行い、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

２　事業内容　＜ワーク番号：04＞

（単位：千円）

区　分		内　　容	予算額
児童虐待防止対策事業	1　予防		3,582
	オレンジリボンキャンペーン事業	○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施	3,582
	2　こども家庭センターの体制強化		200,869
	専門スタッフの活用	○弁護士、警察官ＯＢなどの専門スタッフを配置	185,124
	児童虐待対応体制の強化	○県こども家庭センターや市町等の機能強化に向けた研修の実施 ○ＳＮＳを活用した児童や保護者に対する相談支援の実施	15,745
	3　児童・家庭への援助		27,894
	子供の権利擁護事業	○子供の権利擁護に係る仕組みの構築及び実施	13,814
	心理的ケアの充実	○親子支援プログラム等の保護者に対する心理教育、育児指導の実施 ○被虐待児に対する心理療法等の実施	5,796
	未成年後見人支援事業	○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対する費用を助成	8,284
合　　計			232,345

11　ヤングケアラー支援体制強化事業（一部国庫）【新規】

令和７年度当初予算額　16,376 千円

１　目的

ヤングケアラーとその家族が、地域や様々なかかわりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができており、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができる社会を目指す。

２　事業内容

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
ヤングケアラーの認知向上・理解促進	○当事者が助けを求める声を上げやすくするため、本人・家族に向けた啓発活動を行うとともに、広く県民のヤングケアラーに対する理解促進に向けた啓発活動を実施	9,097
関係機関等研修会の開催	○見過ごされがちなヤングケアラーの存在を確実に認知する力の向上と、適切な支援に結びつける対応力の向上を図るため、学校関係者や福祉関係者等に対する研修会等を開催	2,476
コーディネーターの配置	○学校と支援機関の連携や広域調整を支援するとともに、蓄積した対応事例を共有する出前講座の開催等を通じて理解促進等を図るコーディネーターを配置して、市町の体制強化を支援	4,803
合　　計		16,376

12　健康ひろしま２１等推進事業（一部国庫）【一部新規】

令和７年度当初予算額　50,492 千円（R6 当初予算額　104,937 千円）

１　目的

分野別計画（健康ひろしま 21（第３次）等）に基づき、市町や企業、大学等の多様な主体との協働を図りながら、県民一人ひとりの健康的な生活習慣の実践など、県民の主体的な健康づくりを後押しするための全県的な機運の醸成・環境の整備に向けた取組を総合的に推進することにより、県民の健康寿命の更なる延伸を図る。

２　事業内容　＜ワーク番号：14, 15＞

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
県民総ぐるみでの健康づくり	○県や関係団体等で構成される「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」において、企業、関係団体等と連携した、県民の健康づくりを後押しするための取組や情報発信を実施	4,000
女性の健康づくり【一部新規】	○令和６年度に実施した女性の健康課題に関する調査結果に基づく取組の実施【新規】 ・休養とメンタルヘルス、運動習慣に関するリテラシーが低い層に対する、ターゲティング啓発の試行実施等 ・骨粗鬆症に対するリテラシー向上のための啓発及び市町における骨粗鬆症検診の受診促進	44,192
働く世代の健康づくり	○「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰 ○「健康経営」や従業員の健康づくりに取り組む企業等へのアドバイザー派遣 ○「健康経営」に取り組む企業の経営者等を対象としたセミナーの開催 ○働き盛り世代に対する生活習慣の改善に向けた行動変容につながる取組の検討	2,300
合　　計		50,492

13　がん対策推進事業（がん検診）（一部国庫）

令和７年度当初予算額　50,970 千円（R6 当初予算額　52,355 千円）

１　目的

「県内のどこに住んでいても、どんながんであっても、安心して暮らせる広島県」、「県民みんながそれぞれの立場で「がん対策」に取り組む社会」の実現を目指して、「がん予防・がん検診」、「がん医療」及び「がんとの共生」の３つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

２　事業内容　＜ワーク番号：16＞

がん対策の３つの柱のうち、がん検診分野においては、「がんで死亡する県民の減少」に向けて、がん検診の受診率を向上させるため、市町や保険者等と連携して、次の取組を推進する。

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
がん検診受診率向上対策事業	○県のがん対策職域推進アドバイザーによる受診率が低い事業所への訪問及び広島県がん検診サポート薬剤師を活用した出前講座による職域検診の受診勧奨 ○職域検診と市町検診との狭間で市町検診の個別受診勧奨が行われていない、協会けんぽ被扶養者に対する個別受診勧奨（閣下ハガキの送付） ○市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援	45,604
がん検診精度管理推進事業	○市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価、助言及び研修等を実施	5,366
合　　計		50,970

14　高度医療・人材育成拠点整備事業（単県）【一部新規】

令和７年度当初予算額

一般会計 10,422,134 千円（R6 当初予算額　438,779 千円）

特別会計 56,651,174 千円（R6 当初予算額　779,328 千円）

１　目的

少子高齢化の進展とともに疾病構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向け、基本設計及び組織体制の構築等を進めるとともに、新たに設立する地方独立行政法人広島県立病院機構（以下、「機構」という。）における政策医療の確保等に必要となる運営費の負担を行う。

２　事業内容

【地域医療介護総合確保基金・大規模社会福祉施設建設等基金充当】　（単位：千円）

区　分		内　　容	予算額
一般会計	新病院の医療機能及び役割分担・連携の検討	○新病院の基本計画を踏まえた、医療機能及び役割分担・連携の検討 ○医師リクルート活動などによる医療人材の確保や、広島大学と連携した専門研修プログラムの構築による医師の育成等 ○県立広島病院の跡地活用の方向性の具体化に向けた検討 ○本県医療への理解の促進や新病院整備の機運醸成を図るセミナーの開催	225,077
	県立病院機構運営費負担金【新規】	○新病院の基本設計及び新病院整備関係借入に係る費用	648,491
		○新病院開院に向けて必要となる法人本部人員の人件費等に対する運営費	291,219
		○機構（広島病院、安芸津病院、二葉の里病院）における救急医療、小児周産期医療、高度医療など政策医療等の確保に必要な運営費	2,757,347
	特別会計への繰出【新規】	○機構の運営に係る資金不足について、貸付事業等特別会計から貸し付けるための財源の繰出し 【長期貸付】貸付額（繰出額）：25 億円 貸付期間：23 年間（当初 10 年間は返済を据置き） 【短期貸付】貸付額（繰出額）：40 億円 貸付期間：令和７年度中	6,500,000
合　　計			10,422,134

区　分		内　　容	予算額
貸付事業等特別会計	資金の貸付【新規】	○事業用施設や医療機器の整備（土地購入を含む）及び運営に要する資金の貸付け	50,576,900
	県債の償還【新規】	○貸付金や地方独立行政法人移行前の県債等の元利償還	6,074,274
合　　計			56,651,174

15　地域共生社会推進事業（一部国庫）

令和７年度当初予算額　52,219 千円（R6 当初予算額　54,118 千円）

１　目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

２　事業内容　＜ワーク番号：25＞

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
県民の理解と行動の促進	○様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点や特徴・兆し等を地域内で共有して、住民同士が課題に気づき、支援につなげる地域主体の支え合い活動を特定の地域でモデル的に実施 【実施地域】福山市（西学区・常金丸学区）	26,259
権利擁護支援体制の強化	○成年後見制度等の相談体制の充実・強化に向けて、市町等へのアドバイザー派遣や機能強化研修の開催、関係団体と連携・協力して広域的に人材を確保する取組を実施	15,488
市町の包括的な支援体制構築	○専門支援員を配置して、地域主体の課題解決活動や相談機関のネットワーク化を図る研修の開催、訪問協議による助言・フォローアップ等の市町支援を実施	10,472
合　　計		52,219

16　障害者とその家族が安心して生活できる環境整備事業（一部国庫）【一部新規】

令和７年度当初予算額　35,057 千円（R6 当初予算額　28,475 千円）

１　目的

「全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、各種団体との連携による様々な活動等を通じて障害当事者への偏見の解消を図るとともに、障害者及びその家族が県内どこに住んでいても安心して生活できるよう、保健・医療、福祉等の関係機関との連携・地域生活支援体制の構築を進める。

２　事業内容　＜ワーク番号：26＞

１　障害への理解促進

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
障害当事者によるワークショップの実施【新規】	○障害当事者への理解や接する機会のあり方を学ぶため、障害当事者視点の内容を基にしたワークショップを学校等で試行的に実施 ○障害に関する知識や障害への配慮の方法を身につけるため、パラスポーツを通じた学びの体験会を試行的に開催 （対象）小学校中学年～高校生（小・中・高 各６人×２グループ程度） （実施回数）計 12 回（小・中・高 各２箇所×年２回実施）	600
障害への理解と安心感等調査	○「障害当事者が望んでいる行動」と「周囲の人が望ましいと思っている行動」のギャップを確認するため、インタビュー調査を実施 （対象）障害当事者 10 名 ○障害当事者と接触した周囲の人がどのような行動をとっているかの実態を把握するため、県民の「障害当事者と接する機会の有無やその内容」及び「障害当事者の安心感」の調査を実施 （対象）県民 3,000 名（障害当事者含む））	1,843
小　　計		2,443

２　医療的ケア児の支援体制の整備

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
医療的ケア児支援センターの運営	○医療的ケア児支援センターを運営し、支援に係る取組を実施 ・医療的ケア児及びその家族への相談支援、情報発信 ・医療的ケア児及びその家族の支援に携わる人材の育成　等	21,637
市町が行う医療的ケア児等総合支援事業への補助	○医療的ケア児等の支援体制構築に向けた取組を行う市町への補助 （県内実施予定市町）５市町 （主な取組）医療的ケア児等の協議の場の設置　等	9,477
医療的ケア児の支援に係る実態把握調査【新規】	○医療的ケア児及びその家族等の生活状況や支援ニーズに関する調査を実施 ・一次調査：医療的ケア児（在宅）の人数の把握 （対象）県内医療機関（約 30 機関） ・二次調査：医療的ケア児（在宅）の生活状況や支援ニーズの把握 （対象）一次調査で把握した医療的ケア児（在宅）の家族等	1,500
小　　計		32,614
合　　計		35,057

17　広島県救急搬送支援システム構築事業（一部国庫）【新規】

令和７年度当初予算額　300,000 千円

債務［125,000 千円］

１　目的

高齢化の加速等による救急需要の増加などを背景に、救急医療分野の負担が増加していることを踏まえ、救急搬送の迅速化や業務の効率化などを図るため、システムを利用して、救急隊と医療機関が傷病者情報等のデータ連携・活用を行うとともに、システムの有効性などを検証する実証実験を行い、救急医療体制の強化に取り組む。

２　事業内容　＜ワーク番号：23＞

（単位：千円）

区　分	内　　容	予算額
広島県救急搬送支援システム	○救急搬送の迅速化や業務の効率化などを図るため、システムを利用して、救急隊と医療機関が傷病者情報等のデータ連携・活用を行うとともに、システムの有効性などを検証する実証実験を実施 【運用期間】 令和７年 10 月から令和 10 年９月まで 【運用団体】 県内救急医療機関（救急告示病院等） 県内 12 消防本部（局）	（債務 125,000） 300,000

18　電子処方箋の活用・普及促進事業（一部国庫）【２月補正】

令和６年度２月補正予算額　120,878 千円

１　目的

電子処方箋の普及拡大・利活用により、質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、保険医療機関・保険薬局の業務の効率化を推進する。

２　事業内容

（単位：千円）

内　　容		予算額
電子処方箋管理 サービスの導入補助	○電子処方箋管理サービスの導入に係る費用について、国の補助金と連携し、県内の保険医療機関・保険薬局に対して、上乗せ補助を実施 【補助対象】 病院（21 施設）、診療所（213 施設）、保険薬局（747 施設） 【補助単価（上限）】 病院（200 床以上）：1,003 千円/施設 病院（上記以外）　：　676 千円/施設 一般診療所　　：　135 千円/施設 薬局　　：　138 千円/施設	120,878

19　避難所における生活環境改善・整備事業（一部国庫）【新規】【２月補正】

令和６年度２月補正予算額　118,800 千円

１　目的

国の令和６年度補正予算において災害対策強化の取組として、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が創設されたことを踏まえ、避難所の環境改善を図るため、段ボールベッド及びテント式パーティションの備蓄を行い、大規模地震等に備える。

２　事業内容

（単位：千円）

内　　容		予算額
災害応急救助物資の購入	○避難所の生活環境改善に係る災害応急救助物資の購入 段ボールベッド：3,000 個 テント式パーティション：1,500 張	118,800

20　福祉医療費公費負担事業（単県）

令和７年度当初予算額　5,943,541 千円(R6 当初予算額　6,028,377 千円)

１　目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

また、精神障害者について、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成を行い、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

２　事業内容

重度心身障害児（者）・精神障害者・乳幼児・ひとり親家庭等に対して、市町が医療費の自己負担分の一部を助成する事業について、その経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区　分	内　　容		予算額
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○身障手帳所持者（1 級～3 級） ○療育手帳所持者（マル A、A、マル B）	3,938,021
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）	対象者	○精神障害者保健福祉手帳所持者（１級） [自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する者]	32,957
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：通院 4 日）	
乳幼児医療費助成事業	対象者	○0 歳児～就学前児童	1,392,211
	所得制限	○旧児童手当特例給付の規定準用	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者	○ひとり親家庭の父、母及び児童 ○父母のいない児童	580,352
	所得制限	○所得税非課税世帯	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
合　　計			5,943,541

物価高への対応

21　原油価格・物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業（一部国庫）【２月補正】

令和６年度２月補正予算額　1,140,886 千円

１　目的

公的価格により経営を行っている医療機関・社会福祉施設等に対して、原油価格・物価高騰による光熱費等や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療・福祉基盤の維持を図る。

２　事業内容

（単位：千円）

内　　容		予算額
医療機関等	○県内の保険医療機関・保険薬局に対し、県から支援金を支給 【支援対象】病院（231 施設）、有床診療所（149 施設） 無床診療所（歯科含む・3,852 施設）、歯科技工所（472 施設） あんま・はり・きゅう・柔道整復師（1,541 施設） 保険薬局（1,530 施設） 【補助単価】 病院：14.5 千円/病床、有床診療所：197 千円/施設 無床診療所：40 千円/施設、歯科技工所：8.5 千円/施設 あんま・はり・きゅう・柔道整復師：7.5 千円/施設 保険薬局：20 千円/施設 【対象期間】R7.1 月～R7.3 月	855,672
社会福祉施設	○県内の介護・障害福祉・保育施設に対し、市町が単独で支援事業を行う場合、県が事業費の一部を補助 【支援対象】市町が行う、社会福祉施設に対する支援事業 【補助率】県 1/2、市町 1/2 【対象期間】R7.1 月～R7.3 月	282,376
	○県内の児童養護施設等に対し、県から支援金を支給 【支援対象】 児童養護施設等、母子生活支援施設、一時保護専用施設 【補助単価】 児童養護施設等　：4.8 千円/人 母子生活支援施設：6.3 千円/施設 一時保護専用施設：24 千円/施設 【対象期間】R7.1 月～R7.3 月	2,838
合　　計		1,140,866

令和７年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）

（単位：千円）

	事　業　名	Ｒ６年度 当初予算額	Ｒ７年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由
増	地域医療構想推進事業	527,950	10,461,758	9,933,808	県立病院機構運営費負担金、機構への貸付財源の特別会計への繰出による増
	障害者介護サービス等給付事業	22,096,558	24,670,927	2,574,369	サービス受給者数の増
	後期高齢者医療県負担金	37,391,741	39,008,046	1,616,305	後期高齢者医療の対象者（75歳以上）の増
	大規模社会福祉施設等建設基金積立金	1,776,627	2,664,723	880,096	県税収入見込額の増
減	水道施設耐震化等交付金事業	5,550,737	0	△5,550,737	国から水道事業者（市町等）への直接補助制度移行による減
	地域医療介護総合確保基金積立事業	3,202,969	2,260,267	△942,702	事業の精査及び過年度積立の積極的な活用による減
	妊婦のための支援給付事業	831,740	60,850	△770,890	事業の法制度化に伴い、事業費の大部分が全額国庫負担化されたことによる減
	県こども家庭センター支所整備事業	686,685	0	△686,685	県こども家庭センター支所設置に係る改修工事終了による減

Ⅲ　事　業　体　系

健康福祉局の事業体系

1 地域保健福祉推進対策（健康福祉総務課）
- 地域保健福祉調査研究事業

2 大規模社会福祉施設等の整備（健康福祉総務課）

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」の推進）
（子供未来応援課）
（安心保育推進課）
（こども家庭課）
（健康づくり推進課）
（地域共生社会推進課）
（医療介護政策課）

- 子供たちの資質・能力の育成
  - 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
    - 朝ごはん推進事業
    - 歯科保健対策
- 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり
  - 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備
    - 出会い・結婚支援こいのわ事業
    - 市町少子化対策支援事業
    - 不妊検査・一般不妊治療費の助成
    - 広島県特定不妊治療支援事業
    - 不育症支援事業
    - 性と健康の相談センター（不妊専門相談センター）等の運営
    - 乳幼児医療費公費負担事業の助成
    - 児童手当等の支給
  - 妊娠期からの見守り・支援の充実
    - 子供の予防的支援構築事業
    - ひろしまネウボラ構築事業
    - 妊婦のための支援給付事業
    - 先天性代謝異常等検査費（新生児マススクリーニング検査）
    - 周産期医療体制の確保
    - 小児救急医療体制の確保
    - 新生児聴覚検査体制整備事業
    - 妊産婦総合支援事業
    - 自立支援医療費（育成医療）助成事業
    - 未熟児養育医療費助成事業
  - 子供の悩みに対する支援・居場所の充実
    - ヤングケアラー支援体制強化事業
    - 子供の居場所づくりの推進に係る事業
  - 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備
    - １・２歳児受入促進事業
    - 保育コンシェルジュ等配置事業
    - 保育士キャリアアップ研修事業
    - 保育教諭指導力向上事業
    - ひろしま自然保育推進事業
    - 保育士人材バンク事業
    - 保育士離職時届出事業
    - 魅力ある保育所づくり推進事業
    - 県庁内保育所設置モデル事業
    - 広島県安心こども基金の活用
    - 保育士試験の実施
    - 保育士登録の実施
    - 産休等代替職員費の助成
    - 子どものための教育・保育給付費の負担
    - 病児保育事業・広域推進事業の助成
    - 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成
    - 放課後児童クラブ整備費の助成
    - 子育て支援従事者の育成・資質向上事業
    - ひろしま子育てもっと応援事業
    - 地域子ども・子育て支援事業（市町子育て支援事業補助金）
  - 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保
    - ひろしま子育て応援事業
    - 新たな子育て家庭支援の基盤の早急な整備
- 配慮が必要な子供たちとその家族への支援
  - 児童虐待防止対策の充実
    - 児童虐待防止に向けた理解の促進
      - オレンジリボンキャンペーンの展開
      - 児童福祉月間行事の実施
    - 市町の機能強化の支援
      - 児童家庭支援センター運営事業の助
      - 児童委員・主任児童委員の設置
    - 県こども家庭センターの機能強化
      - 県こども家庭センターの設置運営
      - 医療的機能の強化
      - 法務専門員の配置
      - 警察との連携強化事業
      - 保護者指導支援員の配置
      - 親子支援推進員の配置
      - 児童虐待対応体制の強化
      - 子供の権利擁護事業
      - 児童虐待対応業務支援システム
  - 社会的養育の充実・強化
    - 里親等委託の推進
      - 里親支援事業
    - 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
      - 児童福祉施設への入所措置等
      - 施設入所児童等の育成援助
      - 児童福祉施設職員の人材育成
    - 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進
      - 児童自立支援施設の設置運営
      - 親子関係再構築支援事業
      - 未成年後見人支援事業
      - 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
      - 退所児童等アフターケア事業
      - 身元保証人確保対策事業
      - 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業
  - ひとり親家庭の自立支援の推進
    - ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
      - 母子家庭等自立支援事業
      - 母子家庭等緊急援護資金の貸付
      - ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成
      - 母子生活支援施設の利用
      - 母子・父子自立支援員等の設置
    - ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実
      - ひとり親家庭等生活向上事業
      - 母子父子寡婦福祉資金の貸付

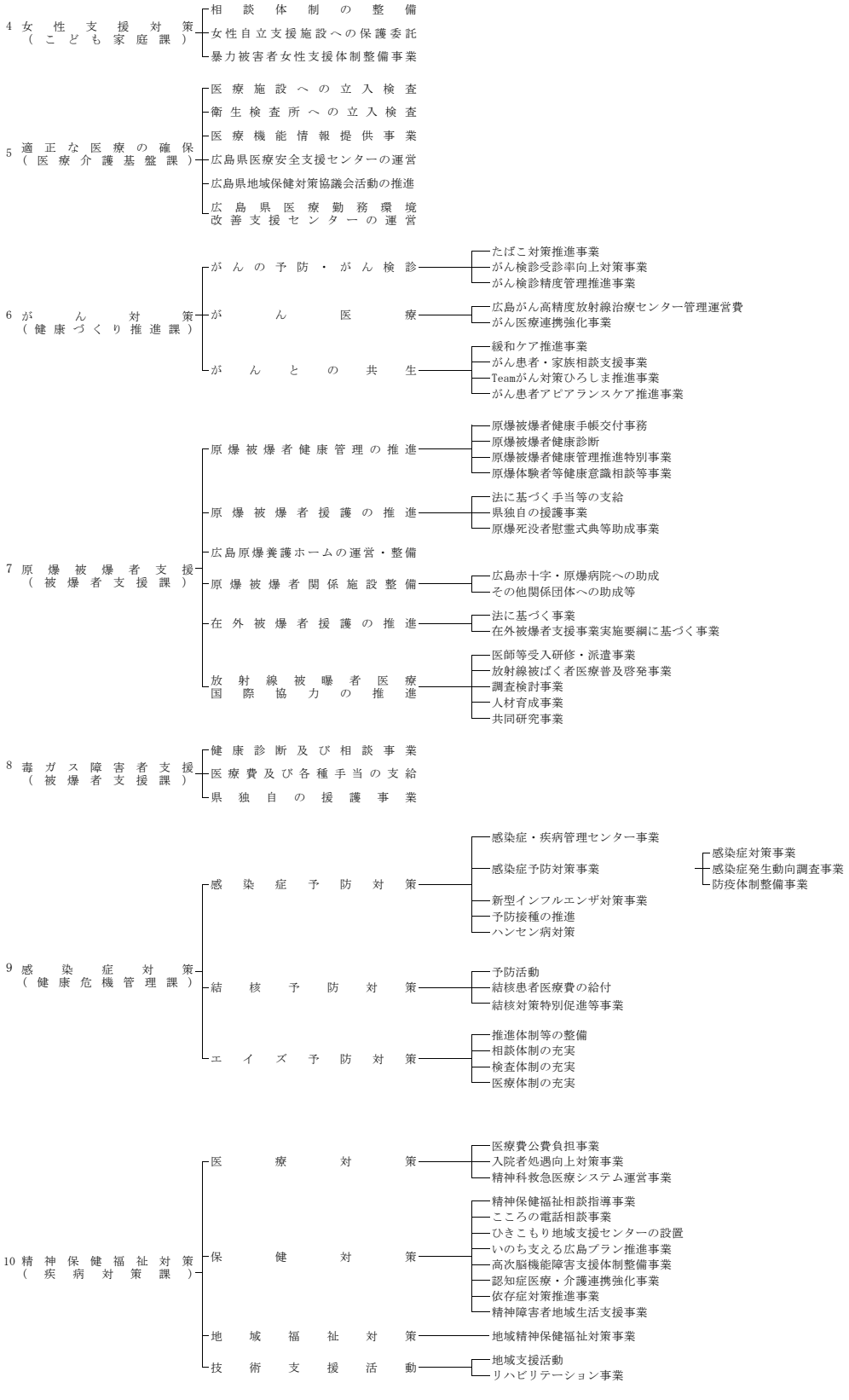
4 女性支援対策（こども家庭課）
相談体制の整備
女性自立支援施設への保護委託
暴力被害者女性支援体制整備事業
5 適正な医療の確保（医療介護基盤課）
医療施設への立入検査
衛生検査所への立入検査
医療機能情報提供事業
広島県医療安全支援センターの運営
広島県地域保健対策協議会活動の推進
広島県医療勤務環境改善支援センターの運営
6 がん対策（健康づくり推進課）
がんの予防・がん検診
たばこ対策推進事業
がん検診受診率向上対策事業
がん検診精度管理推進事業
がん医療
広島がん高精度放射線治療センター管理運営費
がん医療連携強化事業
がんとの共生
緩和ケア推進事業
がん患者・家族相談支援事業
Teamがん対策ひろしま推進事業
がん患者アピアランスケア推進事業
7 原爆被爆者支援（被爆者支援課）
原爆被爆者健康管理の推進
原爆被爆者健康手帳交付事務
原爆被爆者健康診断
原爆被爆者健康管理推進特別事業
原爆体験者等健康意識相談等事業
原爆被爆者援護の推進
法に基づく手当等の支給
県独自の援護事業
原爆死没者慰霊式典等助成事業
広島原爆養護ホームの運営・整備
原爆被爆者関係施設整備
広島赤十字・原爆病院への助成
その他関係団体への助成等
在外被爆者援護の推進
法に基づく事業
在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業
放射線被曝者医療国際協力の推進
医師等受入研修・派遣事業
放射線被ばく者医療普及啓発事業
調査検討事業
人材育成事業
共同研究事業
8 毒ガス障害者支援（被爆者支援課）
健康診断及び相談事業
医療費及び各種手当の支給
県独自の援護事業
9 感染症対策（健康危機管理課）
感染症予防対策
感染症・疾病管理センター事業
感染症予防対策事業
感染症対策事業
感染症発生動向調査事業
防疫体制整備事業
新型インフルエンザ対策事業
予防接種の推進
ハンセン病対策
結核予防対策
予防活動
結核患者医療費の給付
結核対策特別促進等事業
エイズ予防対策
推進体制等の整備
相談体制の充実
検査体制の充実
医療体制の充実
10 精神保健福祉対策（疾病対策課）
医療対策
医療費公費負担事業
入院者処遇向上対策事業
精神科救急医療システム運営事業
保健対策
精神保健福祉相談指導事業
こころの電話相談事業
ひきこもり地域支援センターの設置
いのち支える広島プラン推進事業
高次脳機能障害支援体制整備事業
認知症医療・介護連携強化事業
依存症対策推進事業
精神障害者地域生活支援事業
地域福祉対策
地域精神保健福祉対策事業
技術支援活動
地域支援活動
リハビリテーション事業

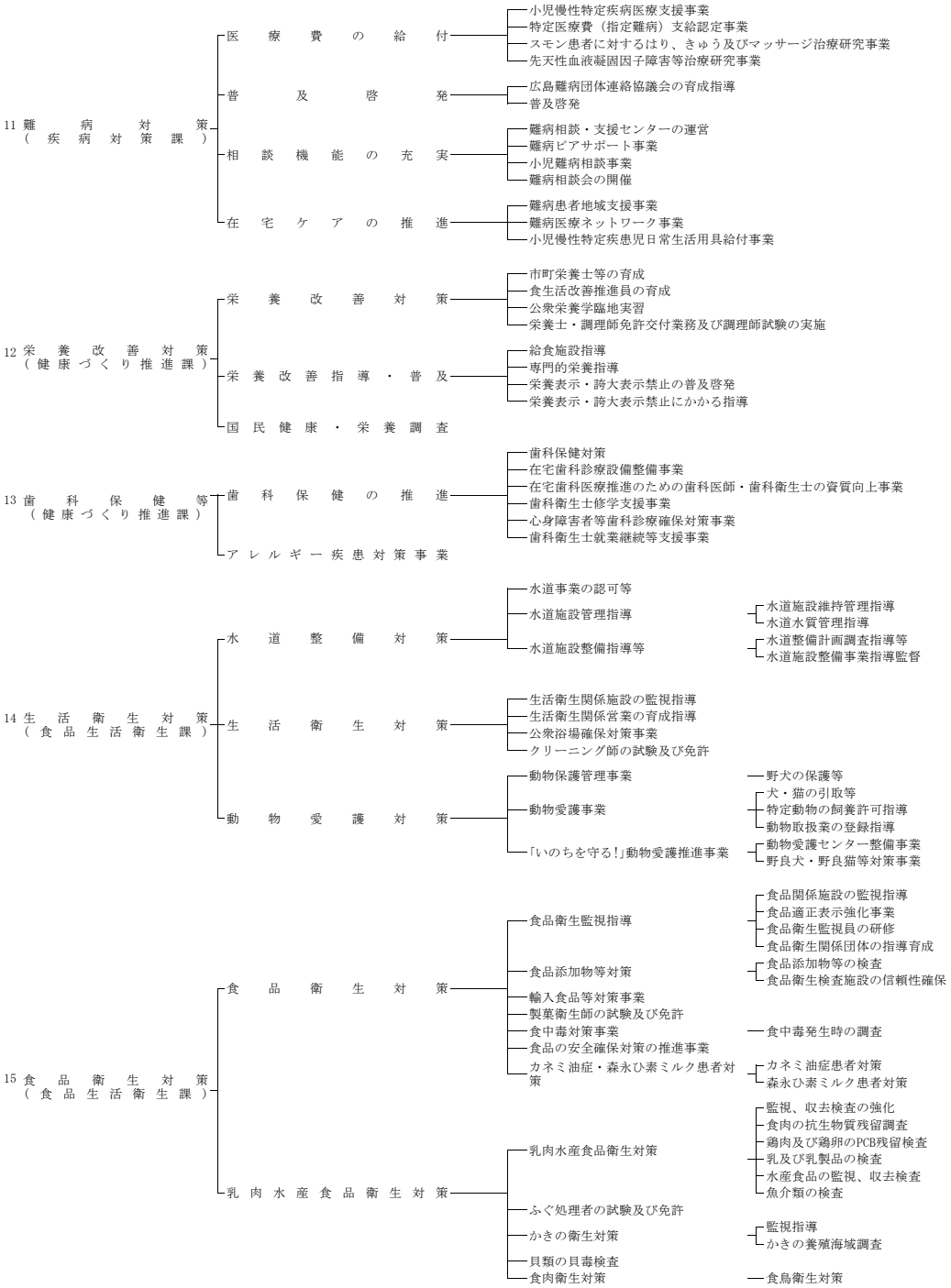
11 難病対策（疾病対策課）
医療費の給付
小児慢性特定疾病医療支援事業
特定医療費（指定難病）支給認定事業
スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
普及啓発
広島難病団体連絡協議会の育成指導
普及啓発
相談機能の充実
難病相談・支援センターの運営
難病ピアサポート事業
小児難病相談事業
難病相談会の開催
在宅ケアの推進
難病患者地域支援事業
難病医療ネットワーク事業
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
12 栄養改善対策（健康づくり推進課）
栄養改善対策
市町栄養士等の育成
食生活改善推進員の育成
公衆栄養学臨地実習
栄養士・調理師免許交付業務及び調理師試験の実施
栄養改善指導・普及
給食施設指導
専門的栄養指導
栄養表示・誇大表示禁止の普及啓発
栄養表示・誇大表示禁止にかかる指導
国民健康・栄養調査
13 歯科保健等（健康づくり推進課）
歯科保健の推進
歯科保健対策
在宅歯科診療設備整備事業
在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業
歯科衛生士修学支援事業
心身障害者等歯科診療確保対策事業
歯科衛生士就業継続等支援事業
アレルギー疾患対策事業
14 生活衛生対策（食品生活衛生課）
水道整備対策
水道事業の認可等
水道施設管理指導
水道施設維持管理指導
水道水質管理指導
水道施設整備指導等
水道整備計画調査指導等
水道施設整備事業指導監督
生活衛生対策
生活衛生関係施設の監視指導
生活衛生関係営業の育成指導
公衆浴場確保対策事業
クリーニング師の試験及び免許
動物愛護対策
動物保護管理事業
野犬の保護等
動物愛護事業
犬・猫の引取等
特定動物の飼養許可指導
動物取扱業の登録指導
「いのちを守る！」動物愛護推進事業
動物愛護センター整備事業
野良犬・野良猫等対策事業
15 食品衛生対策（食品生活衛生課）
食品衛生対策
食品衛生監視指導
食品関係施設の監視指導
食品適正表示強化事業
食品衛生監視員の研修
食品衛生関係団体の指導育成
食品添加物等対策
食品添加物等の検査
食品衛生検査施設の信頼性確保
輸入食品等対策事業
製菓衛生師の試験及び免許
食中毒対策事業
食中毒発生時の調査
食品の安全確保対策の推進事業
カネミ油症・森永ひ素ミルク患者対策
カネミ油症患者対策
森永ひ素ミルク患者対策
乳肉水産食品衛生対策
乳肉水産食品衛生対策
監視、収去検査の強化
食肉の抗生物質残留調査
鶏肉及び鶏卵のPCB残留検査
乳及び乳製品の検査
水産食品の監視、収去検査
魚介類の検査
ふぐ処理者の試験及び免許
かきの衛生対策
監視指導
かきの養殖海域調査
貝類の貝毒検査
食肉衛生対策
食鳥衛生対策

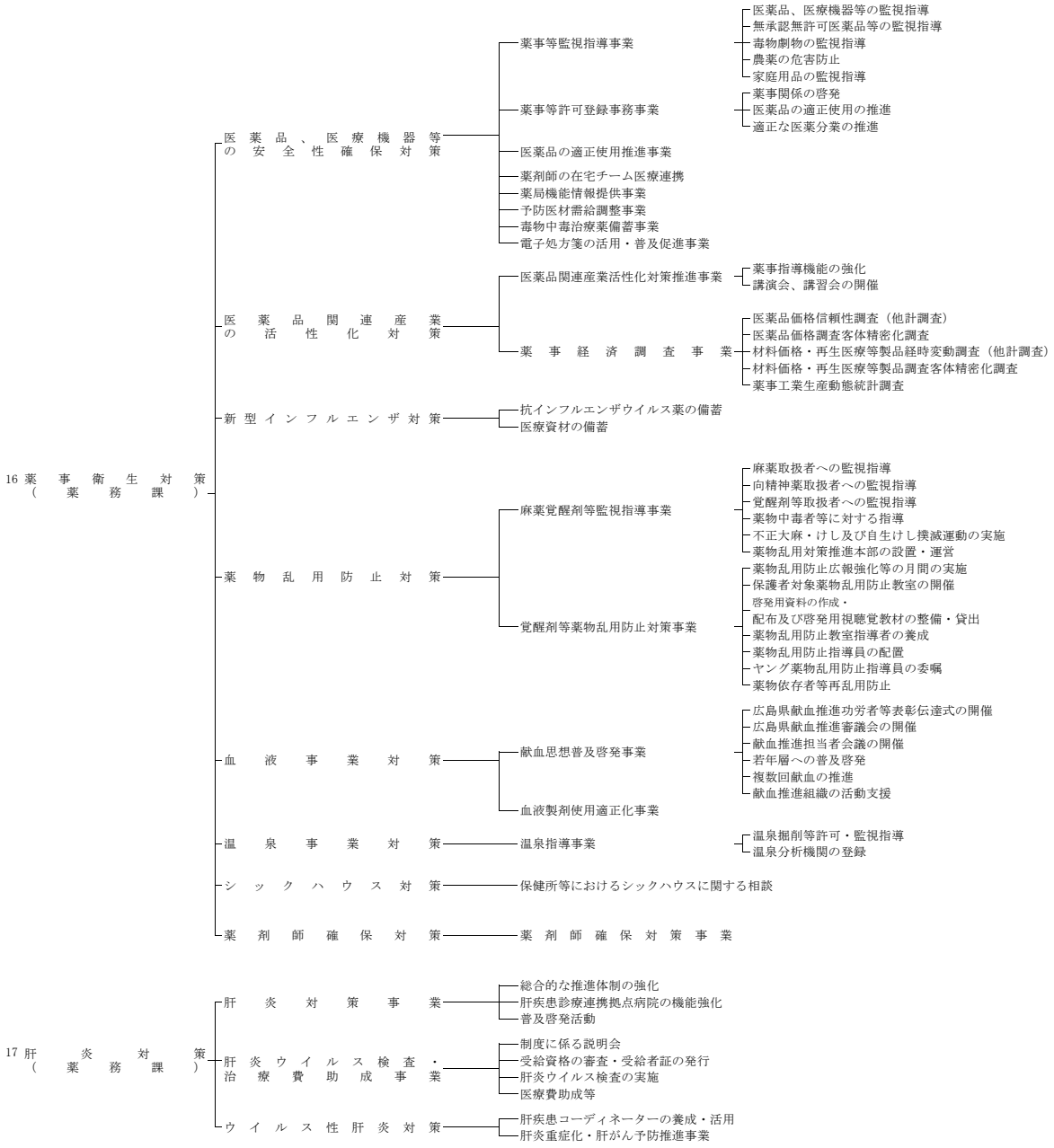
16 薬事衛生対策（薬務課）
医薬品、医療機器等の安全性確保対策
薬事等監視指導事業
医薬品、医療機器等の監視指導
無承認無許可医薬品等の監視指導
毒物劇物の監視指導
農薬の危害防止
家庭用品の監視指導
薬事等許可登録事務事業
薬事関係の啓発
医薬品の適正使用の推進
適正な医薬分業の推進
医薬品の適正使用推進事業
薬剤師の在宅チーム医療連携
薬局機能情報提供事業
予防医材需給調整事業
毒物中毒治療薬備蓄事業
電子処方箋の活用・普及促進事業
医薬品関連産業の活性化対策
医薬品関連産業活性化対策推進事業
薬事指導機能の強化
講演会、講習会の開催
薬事経済調査事業
医薬品価格信頼性調査（他計調査）
医薬品価格調査客体精密化調査
材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）
材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査
薬事工業生産動態統計調査
新型インフルエンザ対策
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
医療資材の備蓄
薬物乱用防止対策
麻薬覚醒剤等監視指導事業
麻薬取扱者への監視指導
向精神薬取扱者への監視指導
覚醒剤等取扱者への監視指導
薬物中毒者等に対する指導
不正大麻・けし及び自生けし撲滅運動の実施
薬物乱用対策推進本部の設置・運営
覚醒剤等薬物乱用防止対策事業
薬物乱用防止広報強化等の月間の実施
保護者対象薬物乱用防止教室の開催
啓発用資料の作成・
配布及び啓発用視聴覚教材の整備・貸出
薬物乱用防止教室指導者の養成
薬物乱用防止指導員の配置
ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱
薬物依存者等再乱用防止
血液事業対策
献血思想普及啓発事業
広島県献血推進功労者等表彰伝達式の開催
広島県献血推進審議会の開催
献血推進担当者会議の開催
若年層への普及啓発
複数回献血の推進
献血推進組織の活動支援
血液製剤使用適正化事業
温泉事業対策
温泉指導事業
温泉掘削等許可・監視指導
温泉分析機関の登録
シックハウス対策
保健所等におけるシックハウスに関する相談
薬剤師確保対策
薬剤師確保対策事業
17 肝炎対策（薬務課）
肝炎対策事業
総合的な推進体制の強化
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化
普及啓発活動
肝炎ウイルス検査・治療費助成事業
制度に係る説明会
受給資格の審査・受給者証の発行
肝炎ウイルス検査の実施
医療費助成等
ウイルス性肝炎対策
肝疾患コーディネーターの養成・活用
肝炎重症化・肝がん予防推進事業

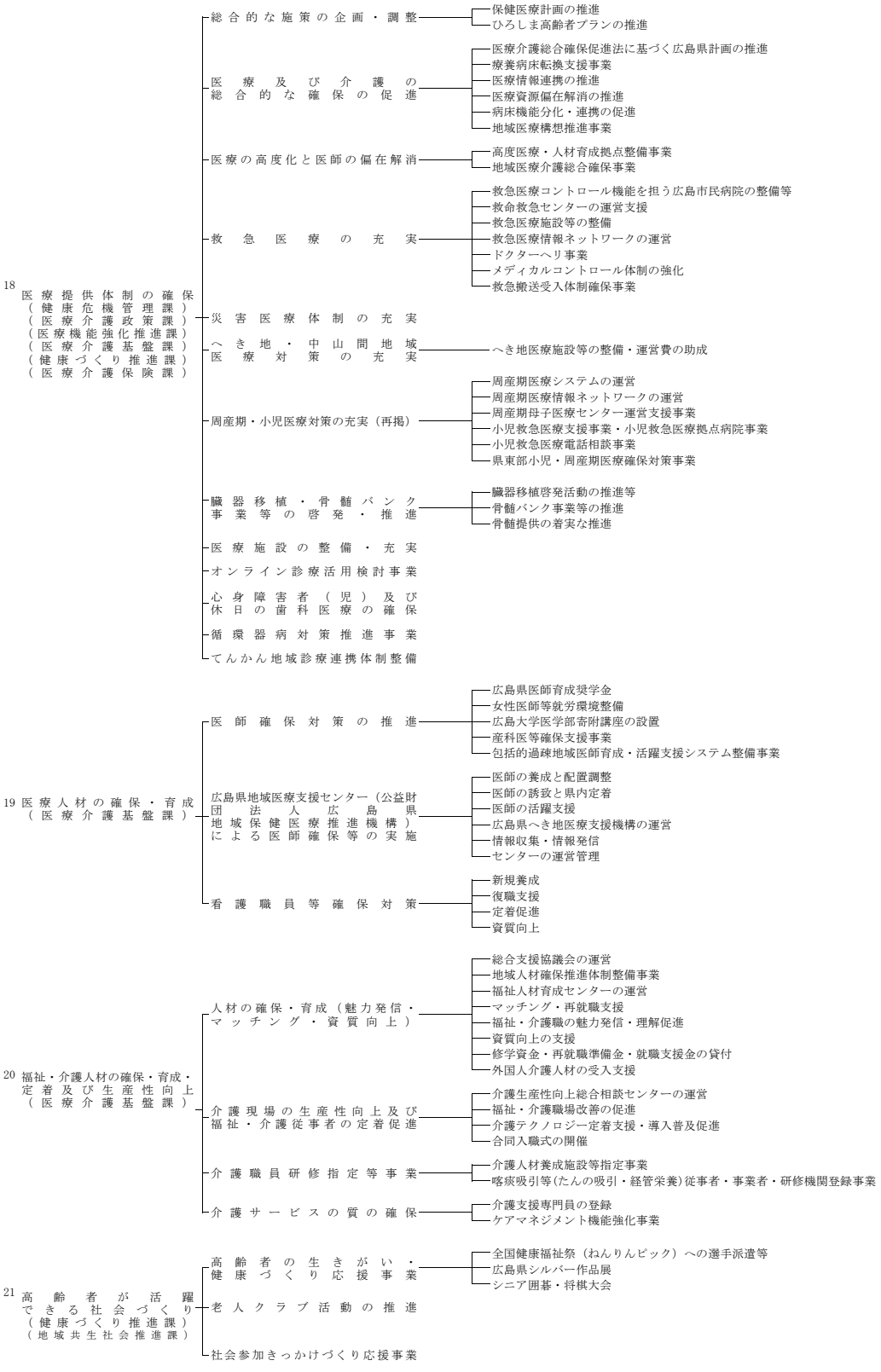
18 医療提供体制の確保（健康危機管理課）（医療介護政策課）（医療機能強化推進課）（医療介護基盤課）（健康づくり推進課）（医療介護保険課）
総合的な施策の企画・調整
保健医療計画の推進
ひろしま高齢者プランの推進
医療及び介護の総合的な確保の促進
医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進
療養病床転換支援事業
医療情報連携の推進
医療資源偏在解消の推進
病床機能分化・連携の促進
地域医療構想推進事業
医療の高度化と医師の偏在解消
高度医療・人材育成拠点整備事業
地域医療介護総合確保事業
救急医療の充実
救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等
救命救急センターの運営支援
救急医療施設等の整備
救急医療情報ネットワークの運営
ドクターヘリ事業
メディカルコントロール体制の強化
救急搬送受入体制確保事業
災害医療体制の充実
へき地・中山間地域医療対策の充実
へき地医療施設等の整備・運営費の助成
周産期・小児医療対策の充実（再掲）
周産期医療システムの運営
周産期医療情報ネットワークの運営
周産期母子医療センター運営支援事業
小児救急医療支援事業・小児救急医療拠点病院事業
小児救急医療電話相談事業
県東部小児・周産期医療確保対策事業
臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進
臓器移植啓発活動の推進等
骨髄バンク事業等の推進
骨髄提供の着実な推進
医療施設の整備・充実
オンライン診療活用検討事業
心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保
循環器病対策推進事業
てんかん地域診療連携体制整備
19 医療人材の確保・育成（医療介護基盤課）
医師確保対策の推進
広島県医師育成奨学金
女性医師等就労環境整備
広島大学医学部寄附講座の設置
産科医等確保支援事業
包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業
広島県地域医療支援センター（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）による医師確保等の実施
医師の養成と配置調整
医師の誘致と県内定着
医師の活躍支援
広島県へき地医療支援機構の運営
情報収集・情報発信
センターの運営管理
看護職員等確保対策
新規養成
復職支援
定着促進
資質向上
20 福祉・介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上（医療介護基盤課）
人材の確保・育成（魅力発信・マッチング・資質向上）
総合支援協議会の運営
地域人材確保推進体制整備事業
福祉人材育成センターの運営
マッチング・再就職支援
福祉・介護職の魅力発信・理解促進
資質向上の支援
修学資金・再就職準備金・就職支援金の貸付
外国人介護人材の受入支援
介護現場の生産性向上及び福祉・介護従事者の定着促進
介護生産性向上総合相談センターの運営
福祉・介護職場改善の促進
介護テクノロジー定着支援・導入普及促進
合同入職式の開催
介護職員研修指定等事業
介護人材養成施設等指定事業
喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)従事者・事業者・研修機関登録事業
介護サービスの質の確保
介護支援専門員の登録
ケアマネジメント機能強化事業
21 高齢者が活躍できる社会づくり（健康づくり推進課）（地域共生社会推進課）
高齢者の生きがい・健康づくり応援事業
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等
広島県シルバー作品展
シニア囲碁・将棋大会
老人クラブ活動の推進
社会参加きっかけづくり応援事業

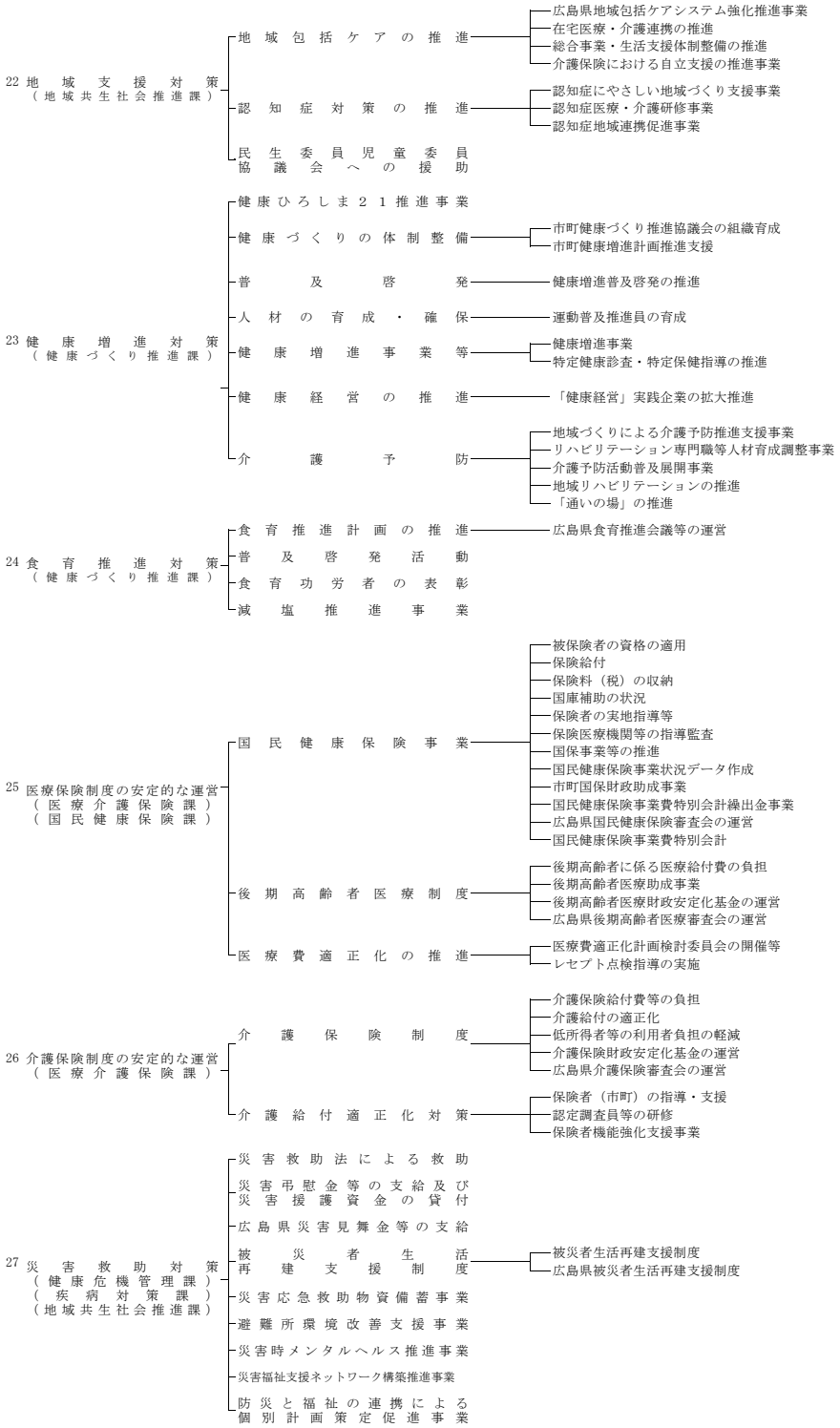
22 地域支援対策（地域共生社会推進課）
地域包括ケアの推進
広島県地域包括ケアシステム強化推進事業
在宅医療・介護連携の推進
総合事業・生活支援体制整備の推進
介護保険における自立支援の推進事業
認知症対策の推進
認知症にやさしい地域づくり支援事業
認知症医療・介護研修事業
認知症地域連携促進事業
民生委員児童委員協議会への援助
23 健康増進対策（健康づくり推進課）
健康ひろしま２１推進事業
健康づくりの体制整備
市町健康づくり推進協議会の組織育成
市町健康増進計画推進支援
普及啓発
健康増進普及啓発の推進
人材の育成・確保
運動普及推進員の育成
健康増進事業等
健康増進事業
特定健康診査・特定保健指導の推進
健康経営の推進
「健康経営」実践企業の拡大推進
介護予防
地域づくりによる介護予防推進支援事業
リハビリテーション専門職等人材育成調整事業
介護予防活動普及展開事業
地域リハビリテーションの推進
「通いの場」の推進
24 食育推進対策（健康づくり推進課）
食育推進計画の推進
広島県食育推進会議等の運営
普及啓発活動
食育功労者の表彰
減塩推進事業
25 医療保険制度の安定的な運営（医療介護保険課）（国民健康保険課）
国民健康保険事業
被保険者の資格の適用
保険給付
保険料（税）の収納
国庫補助の状況
保険者の実地指導等
保険医療機関等の指導監査
国保事業等の推進
国民健康保険事業状況データ作成
市町国保財政助成事業
国民健康保険事業費特別会計繰出金事業
広島県国民健康保険審査会の運営
国民健康保険事業費特別会計
後期高齢者医療制度
後期高齢者に係る医療給付費の負担
後期高齢者医療助成事業
後期高齢者医療財政安定化基金の運営
広島県後期高齢者医療審査会の運営
医療費適正化の推進
医療費適正化計画検討委員会の開催等
レセプト点検指導の実施
26 介護保険制度の安定的な運営（医療介護保険課）
介護保険制度
介護保険給付費等の負担
介護給付の適正化
低所得者等の利用者負担の軽減
介護保険財政安定化基金の運営
広島県介護保険審査会の運営
介護給付適正化対策
保険者（市町）の指導・支援
認定調査員等の研修
保険者機能強化支援事業
27 災害救助対策（健康危機管理課）（疾病対策課）（地域共生社会推進課）
災害救助法による救助
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付
広島県災害見舞金等の支給
被災者生活再建支援制度
被災者生活再建支援制度
広島県被災者生活再建支援制度
災害応急救助物資備蓄事業
避難所環境改善支援事業
災害時メンタルヘルス推進事業
災害福祉支援ネットワーク構築推進事業
防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業

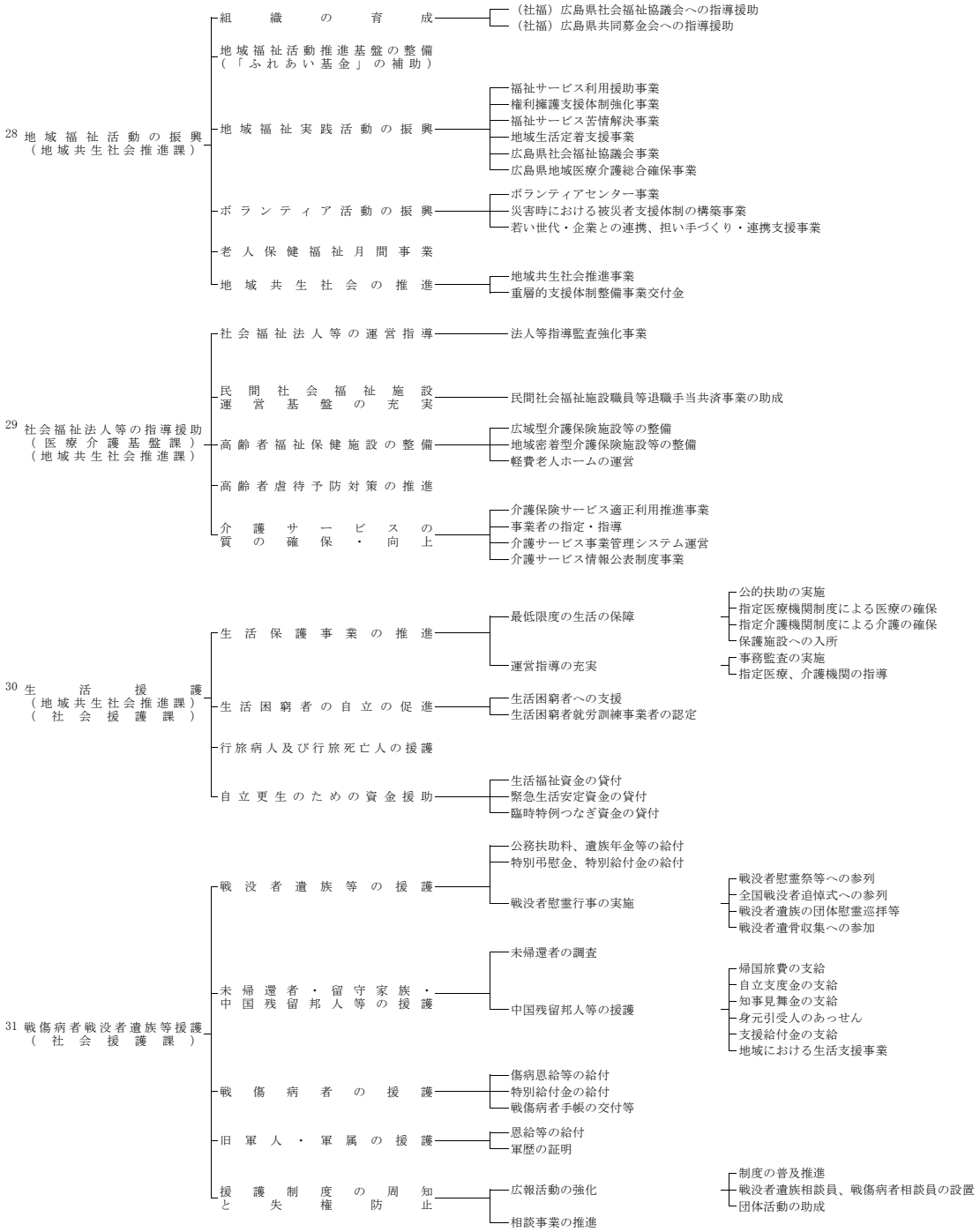
28 地域福祉活動の振興（地域共生社会推進課）
組織の育成
（社福）広島県社会福祉協議会への指導援助
（社福）広島県共同募金会への指導援助
地域福祉活動推進基盤の整備（「ふれあい基金」の補助）
地域福祉実践活動の振興
福祉サービス利用援助事業
権利擁護支援体制強化事業
福祉サービス苦情解決事業
地域生活定着支援事業
広島県社会福祉協議会事業
広島県地域医療介護総合確保事業
ボランティア活動の振興
ボランティアセンター事業
災害時における被災者支援体制の構築事業
若い世代・企業との連携、担い手づくり・連携支援事業
老人保健福祉月間事業
地域共生社会の推進
地域共生社会推進事業
重層的支援体制整備事業交付金
29 社会福祉法人等の指導援助（医療介護基盤課）（地域共生社会推進課）
社会福祉法人等の運営指導
法人等指導監査強化事業
民間社会福祉施設運営基盤の充実
民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成
高齢者福祉保健施設の整備
広域型介護保険施設等の整備
地域密着型介護保険施設等の整備
軽費老人ホームの運営
高齢者虐待予防対策の推進
介護サービスの質の確保・向上
介護保険サービス適正利用推進事業
事業者の指定・指導
介護サービス事業管理システム運営
介護サービス情報公表制度事業
30 生活援護（地域共生社会推進課）（社会援護課）
生活保護事業の推進
最低限度の生活の保障
公的扶助の実施
指定医療機関制度による医療の確保
指定介護機関制度による介護の確保
保護施設への入所
運営指導の充実
事務監査の実施
指定医療、介護機関の指導
生活困窮者の自立の促進
生活困窮者への支援
生活困窮者就労訓練事業者の認定
行旅病人及び行旅死亡人の援護
自立更生のための資金援助
生活福祉資金の貸付
緊急生活安定資金の貸付
臨時特例つなぎ資金の貸付
31 戦傷病者戦没者遺族等援護（社会援護課）
戦没者遺族等の援護
公務扶助料、遺族年金等の給付
特別弔慰金、特別給付金の給付
戦没者慰霊行事の実施
戦没者慰霊祭等への参列
全国戦没者追悼式への参列
戦没者遺族の団体慰霊巡拝等
戦没者遺骨収集への参加
未帰還者・留守家族・中国残留邦人等の援護
未帰還者の調査
中国残留邦人等の援護
帰国旅費の支給
自立支度金の支給
知事見舞金の支給
身元引受人のあっせん
支援給付金の支給
地域における生活支援事業
戦傷病者の援護
傷病恩給等の給付
特別給付金の給付
戦傷病者手帳の交付等
旧軍人・軍属の援護
恩給等の給付
軍歴の証明
援護制度の周知と失権防止
広報活動の強化
制度の普及推進
戦没者遺族相談員、戦傷病者相談員の設置
団体活動の助成
相談事業の推進
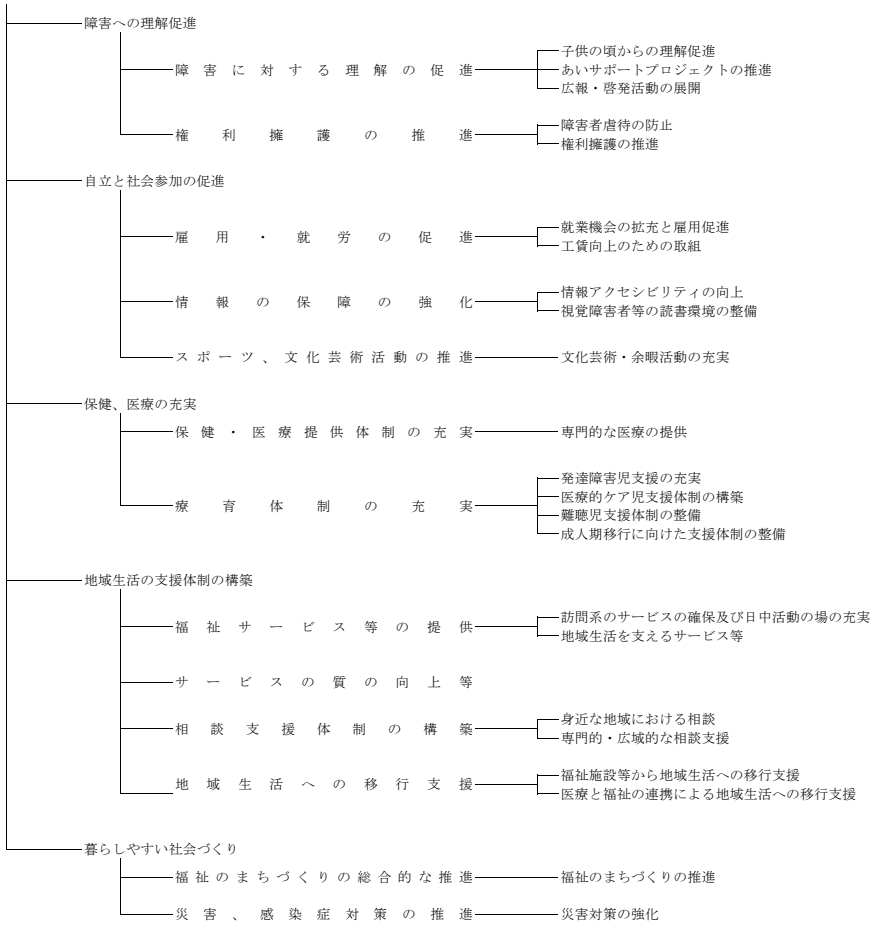
32 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）
（障害者支援課）